

農薬専門調査会での審議状況一覧(H18年7月28日現在)

- 審議中のもの(のべ16件、#は8件)

一般名	意見聴取依頼 公文受理日	最終資料 受理日	備考
プロパモカルブ(塩酸塩)#	H17.10.24	H17.10.24	第2回総合評価第二部会審議予定
ピリプロキシフェン#w	H17.11.8	H17.11.8	第3回総合評価第一部会審議予定
清涼飲料水(ピリプロキシフェン#w)	H15.7.3	H17.11.8	第3回総合評価第一部会審議予定
ペノキスラム#	H17.2.14	H18.1.17	
メタフルミゾン	H18.2.28	H18.2.28	
ベンチアバリカルブイソプロピル	H15.12.26	H18.3.6	
アミスルプロム	H18.4.4	H18.4.4	
オキサジアルギル	H15.11.17	H18.4.4	
フルベンジアミド	H17.4.1	H18.4.4	第3回総合評価第一部会審議予定
フェンブコナゾール#	H18.5.9	H18.5.9	
ホルペット#	H18.5.9	H18.5.9	
ペントキサゾン	H18.5.23	H18.5.23	
ヨウ化メチル	H18.5.23	H18.5.23	
ジメトモルフ#	H18.5.23	H18.5.23	
カズサホス	H18.7.18	H18.7.18	
フルフェノクスロン#	H16.8.3	H18.7.24	

- 追加資料要求中のもの(のべ114件、うち#はのべ98件)

一般名	意見聴取依頼 公文受理日	提出期限*	備考
清涼飲料水12品目 EPN、イソプロカルブ、エスプロカルブ、エディフェンホス、カフェンストロール、シメ トリン、ダイムロン、テニルクロール、ピフェノックス、ピリプチカルブ、プレチラク ロール、メフェナセット	H15.7.3	H18.8.31	
清涼飲料水47品目# 2,4,5-T、アセフェート、アシュラム、イソフェンホス、イプロジオン、イミノクタジン酢 酸塩、エトフェンプロックス、エンドスルファン、カルバリル、カルプロバミド、キャブ タン、グリホサート、クロタロニル、ジウロン、ジクロルボス、ジクワット、ダイアジ ノン、ダラボン(2,2-DPA)、チオジカルブ、チウラム、チオファネートメチル、トリクロ ホスメチル、トリクロピル、トリクロルホン、トリシクラゾール、ハロスルフロメチ ル、フェントロチオン、フェンチオン、フェントエート、ブタミホス、ブプロフェジン、フ ラザスルフロン、フルトラニル、プロシミドン、プロピコナゾール、プロピザミド、ヘ キサクロロベンゼン、ペノミル、ペンシクロン、ペンスルフロメチル、ペントゾン、 ホセチル、マラソン(マラチオン)、メソミル、メタラキシル、メチダチオン、メプロニ ル	H15.7.3	H18.8.31	
清涼飲料水22品目#w 2,4-DB、2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)、DDTおよび代謝物、MCPA、アトラジ ン、アラクロール、アルジカルブ、アルドリン/ディルドリン、エンドリン、カルボフラ ン、クロルデン、シアナジン、ジクロロプロップ、シマジン、ジメトエート、トリフルラ リン、ペンディメタリン、メコプロップ、メトキシクロル、メトラクロル、モリネート、リン デン	H15.7.3	H18.8.31	
清涼飲料水9品目#w0 1,2-ジクロロプロパン、1,3-ジクロロプロペン、1,2-ジプロモ-3-クロロプロパン、 1,2-ジプロモエタン、イソプロツロン、クロロトルロン、テルブチラジン、フェノプロッ プ、ペンタクロロフェノール	H15.7.3	H18.8.31	
アゾキシストロピン# **	H16.12.1	H18.2.28	H18.3.6に一部資料受理
清涼飲料水(アゾキシストロピン#) **	H15.7.3	H18.2.28	H18.3.6に一部資料受理
クロルピリホス#w **	H16.11.2	H18.3.31	H18.3.6に一部資料受理
清涼飲料水(クロルピリホス#w) **	H15.7.3	H18.3.31	H18.3.6に一部資料受理
ジコホール#	H17.2.14	H18.8.31	
メタアルデヒド#	H15.12.26	H18.9.30	
シロマジン#	H17.4.1	H18.9.30	
ピフェントリン#	H17.7.26	H18.10.31	
フェンヘキサミド#	H17.8.5	H18.10.31	
1-メチルシクロプロペン	H17.8.25	H18.11.30	
スピロメシフェン#	H17.8.25	H18.11.30	
シフルメトフェン	H17.10.24	H19.1.31	
フルオピコリド	H17.12.13	H19.1.31	
ルフェヌロン#	H17.7.26	H19.1.31	
ボスカリド #	H17.8.25	H19.1.31	
クロチアニジン #	H17.10.4	H19.1.31	
ピフェナゼート #	H17.10.24	H19.1.31	
ノバルロン #	H17.3.1	H19.1.31	

チアマトキサム#	H16.8.3	H19.1.31	
スピノサド#	H16.12.24	H19.1.31	
ピラクロニル	H18.1.16	H19.2.28	
クロルフェナビル#	H17.10.4	H19.3.31	
ミルベメクチン#	H17.11.8	H19.6.30	
インドキサカルブ#	H17.11.8	H19.8.31	

審議終了し、回答したもの(のべ34件、うち#は24件)

一般名	意見聴取依頼 公文受理日	回答日
経過措置***15農薬のうち1農薬#w (クロルピリホス)	H15.7.3	H15.9.18
経過措置***15農薬のうち10農薬# (エチクロゼート、オキサジクロメホン、テプラロキシジム、トリネキサパックエチル、ファミキサドン、フェノキサプロップエチル、フェンピロキシメート、フルアジナム、フルミオキサジン、マレイン酸ヒ)		
経過措置***15農薬のうち4農薬 (EPN、ジクロシメット、フェノキサニル、フェントラザミド)		
ノバルロン#	H15.10.29	H15.12.25
ピリダリル#	H15.10.29	H16.1.15
ボスカリド#	H15.11.17	H16.5.20
エチプロール#	H15.10.29	H16.7.22
トルフェンピラド#	H16.7.12	H16.10.7
シアゾファミド#	H16.7.12	H16.11.4
フェンアミドン#	H16.2.3	H16.12.16
ピフェナゼート#	H16.10.5	H17.1.6
クロチアニジン#	H16.10.5	H17.1.27
プロヒドロジャスモン	H16.8.20	H17.2.17
土壌残留に係る登録保留基準の見直し	H16.12.21	H17.5.6
ジノテフラン#	H16.4.28	H17.6.15
カズサホス	H16.10.5	H17.6.30
ピリダリル #	H17.3.15	H17.7.28
ピラクロストロピン#	H15.11.17	H17.9.22
オリサストロピン	H16.2.3	H17.12.8
フロニカミド	H16.11.2	H18.1.19
メトコナゾール	H16.2.13	H18.4.27
シアゾファミド #	H17.6.14	H18.5.11

:評価書第2版作成

#: ポジティブリスト制度の導入のための暫定基準(H17.11.29告示)関連案件。清涼飲料水に関して食品安全基本法第24条第1項に基づく意見聴取をされていたものを除き、平成18年7月18日付で、同法第24条第2項に基づき追加で意見が求められた。

#w:#のうち、ミネラルウォーター類に暫定基準が設定されているもの。

#wo:#wのうち、ミネラルウォーター類のみに暫定基準が設定されているもの。

*: 括弧内は厚生労働省より遅延の連絡があった場合の提出予定時期。

** : 一部資料提出あり。

***: 経過措置とは、平成15年7月1日の食品安全委員会発足以前に、薬事・食品衛生審議会毒性・残留農薬合同部会報告が作成されていたものについて、農薬専門調査会の審議によらず、食品安全委員会で妥当と判断したもの。